

【第3章】

社会福祉協議会の基本理解と 第5次発展・強化計画の方針

(1) 社会福祉協議会の基本的性格

社会福祉協議会は、「社会福祉法(109条)」に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、「新・社会福祉協議会基本要項(全国社会福祉協議会 1992年)」では、市区町村社協の基本的性格を①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、④市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織であると整理されています。

(2) 社会福祉協議会の役割と独自性

- ① 広域的な福祉問題への取り組み
- ② 公益性を保持したサービス供給組織
- ③ 社会福祉の制度・サービスの創設と改善を図る社会的活動
- ④ 福祉問題解決のための社会資源のネットワーク化
- ⑤ ボランティア活動推進支援機能
- ⑥ 地域福祉の推進を図る情報提供
- ⑦ 社会福祉の担い手の養成
- ⑧ 財源づくりと助成団体・組織との仲介的役割
- ⑨ 公益性の高い総合的な福祉サービス援助

※「概要 社会福祉協議会 2011・2012」より抜粋

(3) 社会福祉協議会の活動原則

① 住民ニーズ基本の原則

広く住民の生活実態・福祉課題などの把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進める。

② 住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。

③ 民間性の原則

民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性、即応性、柔軟性をもって活動をすすめる。

④ 公私協働の原則

公私の社会福祉及び保健・医療、教育、労働などの関係機関・団体、住民などの協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。

⑤ 専門性の原則

地域福祉の専門的な推進組織として、調査、研究、開発、情報、計画作成などに関する活動をすすめる。

※「新・社会福祉協議会基本要項」より抜粋

(1) 使命

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、「ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち二本松」をスローガンに、二本松市民及び関係機関、団体との連携と協働により、二本松市民一人ひとりの生活を支えて行くことを使命とします。

(2) 経営理念

本会は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき事業を展開します。

① 住民参加・協働による福祉のまちづくりの推進

地域住民、区・町内会及び機関、団体等地域の様々な方々が参加し、協働して地域の福祉課題の解決を目指す住民主体である地区社会福祉協議会の設置を積極的に支援し、福祉のまちづくりを推進します。

② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスの実現を目指します。

③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動を含む）と、保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備します。

④ 地域の福祉課題に基づく新たな事業への取り組み

制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや事業の開発に取り組みます。

(3) 経営方針

本会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公共性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現させるために以下により組織運営を行います。

- ① 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに情報公開や説明責任を果たします。
- ② 事業の展開にあたって、市民参加を徹底します。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行います。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

(4) 経営戦略

第4次発展強化計画の評価と経営分析状況、「地域福祉活動計画」による本会の役割から、以下の経営戦略を設定し、本会に求められる事業の推進と、その目的達成に必要な財政基盤及び組織機能の強化を推進します。

経営戦略① 市民・団体等の意見が反映する組織づくり

経営戦略② 人事・労務管理体制の確立

経営戦略③ 財務運営の透明性と安定性の確保

経営戦略④ 市民、関係機関、団体との連携・協働による地域福祉事業の推進

経営戦略⑤ 市民の生活課題に基づく支援事業の推進

経営戦略⑥ 介護保険等事業所の安定経営の確立

(5) 推進目標

経営戦略に基づき推進する事業等を、「法人運営部門」「地域福祉活動推進部門」「介護・生活支援サービス部門」に整理し、下記の推進目標に取り組みます。

【法人運営部門】

1	経営組織の管理体制（ガバナンス）強化
2	安定的な財政基盤の確立
3	法令遵守（コンプライアンス）の徹底
4	人材採用・定着・育成に向けた取組の強化

【地域福祉活動推進部門】

1	地域のつながりづくり
2	一人ひとりの生きる力と地域の力づくり
3	安全・安心な暮らしを支える環境づくり
4	一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

【介護・生活支援サービス部門】

1	サービスの質の向上
2	経営分析強化と採算性の確保
3	安心・安全の環境整備